

県産花きの展示開拓業務委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、福島県（以下「県」という。）が「県産花きの展示開拓業務」を委託するにあたり、その業務等について必要な事項を定めるものである。

1 目的

中山間地を中心に形成されている県内の花き産地の主な出荷先は関東圏が多く、県内花き市場の取扱量に占める県産花きの割合は少ない状況である。一方で、花きを利用する県民や各種施設においては、県産花きの魅力や生産・販売状況についての認識が低いことから、他の農産物と異なり、県産花きを意識して利用するまでに至っていない。

また、県が令和4年に提案した「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」※は、各種イベントや情報発信等を通じて、県民の理解促進と取組の推進を図っているが、幅広い普及・定着には至っていない。

このため、県産花きをPRするイベントの開催、花き関係以外の異業種との連携による県産花き利用分野の拡大、旅館・ホテル、商業施設等への県産花きの展示、各種媒体を活用した県産花きの情報発信を行い、県産花きの認知度向上と需要拡大を図るとともに、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」の普及・定着を推進する。

※「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」とは、県民の皆さんや企業・団体、自治体などあらゆる方々が、さまざまな場面で自発的に花を飾り、育て、見て伝えるなど、花を愛でる生活や活動を通じて、ふくしまならではの花を理解し、花に囲まれた豊かで心穏やかな日常を送り、花で飾られた空間で住む人や訪れる人が感動と安らぎが得られるような花に親しむためのスタイルや活動。

2 業務内容

（1）県産花きをPRする県民参加型イベントの開催

ア 内容

県民等に県産花きをPRするため、多くの県民が参加や観覧できるような花きに関するイベントを開催する。

併せて、イベント参加者に対し、イベントの効果や花きの利用状況、県産花きの認知度等のアンケート調査を行う。

イ 実施時期及び回数

花の日（8月7日）や県産花きのPRに適した時期など 1回以上

ウ その他

来場者が県産花きに対する理解を深め、花きの需要拡大等につながる効果的なイベントを提案し、委託者と協議して決定する。

また、アンケート調査の項目は委託者と協議して決定する。

（2）異業種と連携したイベントの開催

ア 内容

県産花きの効果的なPRと利用分野の拡大を目的に、本県の伝統工芸やインテリア・住宅、観光等を取り入れた「ふくしまならではの花の楽しみ方」などを提案するため、県産花きを活用して、異業種と連携したイベントを開催する。

併せて、連携した業種及びイベント参加者に対し、イベントの効果や花きの利用状況、県産花きの認知度等のアンケート調査を行う。

イ 実施回数

2業種以上で各1回以上

ウ その他

例示した業種にとらわれず、県産花きの魅力を引き立て、PR効果が高まると考えられる業種と連携したイベント（花の展示のみは不可）を提案し、委託者と協議して決定する。

また、アンケート調査の項目は委託者と協議して決定する。

（3）旅館・ホテル、商業施設等への県産花きの展示

ア 内容

（ア）県内7か所において設置している地方フラワーネットワーク※（以下、「地方ネットワーク」という。）の構成員である旅館・ホテルにおいて、県産花きを活用したフラワーアレンジメント等の展示を行う。

※ 地方フラワーネットワークとは、花きの地産地消及び利用促進を目的に、県内7つの地域ごとに、花き関係者（生産者、JA、生花店、花き利用施設、農林事務所など）を構成員とし、地域で生産されている花きの認知度を高め、利用促進に向けた検討を行うために設置された組織。

（イ）集客数が多い大型商業施設、観光施設、交流施設、鉄道の主要駅や道の駅、各種展示場・ショールーム、神社仏閣等（以下、「商業施設等」という。）において、県産花きを活用したフラワーアレンジメント等の展示を行う。

（ウ）上記（ア）及び（イ）においてフラワーアレンジメント等を展示した施設に対し、展示の効果、宿泊客や来場者の反応、花き展示の問題点、県産花きの認知度向上・需要拡大の取組等のアンケート調査を行う。また、宿泊客や来場者に対するアンケート調査が可能な施設においては、宿泊客や来場者に対し、花き展示の効果や花きの利用状況、県産花きの認知度等のアンケート調査を行う。

イ 対象施設

（ア）地方ネットワークの構成員で花きの展示を希望する旅館・ホテル
県内20か所以上

（イ）広く県産花きをPRできる商業施設等（旅館・ホテルを除く）
県内20か所以上

（ウ）上記（ア）及び（イ）の施設

ウ 実施回数

各施設 1回以上

エ その他

- (ア) 原則として、花きの展示を担当する生花店は、地方ネットワークの構成員とする。
- (イ) 展示する時期や使用する花材については、各施設が所在する地方ネットワークの意見をできるだけ反映させる。
- (ウ) アンケート調査の項目は委託者と協議して決定する。

(4) 各種媒体を活用した県産花きの情報発信

ア 内容

県民が県産花きに対する関心を高め、花きの需要拡大や「ふくしまの花を愛するライフスタイル」の普及・定着につながるよう、各種媒体を活用して、花の楽しみ方、県産花きの魅力、生産の状況、花の名所などに関する情報の発信を行う。

イ 活用する媒体

(ア) 電子メディア

テレビ、ラジオ、Webサイト、ユーチューブ、SNSなどの電子メディアから、有効と考える媒体を1つ以上選択し、情報の発信方法や回数、内容などを提案する。

(イ) 紙媒体

新聞、チラシ、雑誌、フリーペーパー、ダイレクトメール、ポスター、リーフレット、パンフレット、ポストカード、カレンダーなどの紙媒体から、有効と考える媒体を1つ以上選択し、情報の発信方法や回数、内容などを提案する。

ウ その他

イの活用する媒体は、原則として(ア)及び(イ)それぞれから媒体を1つ以上提案することとし、具体的な媒体や情報の発信方法等については、委託者と協議して決定する。

3 提出書類

受託者は、委託業務契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を県園芸課の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別紙様式1）
- (2) 委託業務完了届（別紙様式2）
- (3) 委託料請求書（別紙様式3）
- (4) その他県園芸課が必要と判断したもの。

4 成果品の納入

受託者は本業務で取りまとめた成果品について、以下のとおりとし、令和9年2月26日（金）までに園芸課に納品する。

- (1) 業務報告書（A4判で作成、データを打ち出したもの。） 2部
- (2) 電子媒体（Microsoft Word・Excel または PowerPoint 形式及びこれらを PDF 形式に変換し、CD-R 等に保存したものとする。） 1部

5 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護について十分に留意し、流出・損失を生じ得ないこと。
- (3) 本業務の成果に関するすべての権利は県園芸課に帰属するものとし、受託者は第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

6 委託業務により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を決定した結果、委託事業費の実施により発生した収益がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る業務費を差し引いた額を返還するものとする。

7 その他

(1) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、受託者と県が協議して定める。

(3) 書類等の保存

本委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

(4) 補助金等の併給

本委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。

(5) 進捗管理

全体進行に係る打合せ及び進捗状況報告を月1回県（園芸課）において行うこととする。委託事業者は、進捗状況がわかる資料、工程表等を提出したうえで説明を行い、打合せ後には速やかに議事録を提出すること。